| | | |
|---|---|---|
| ⑵　（略） | ⑵　（略） | |
| ⑶　公正取引委員会及び消費者庁長官に対する認定及び承認の申請並びに届出に関すること。 | ⑶　消費者庁長官及び公正取引委員会に対する認定及び承認の申請並びに届出に関すること。 | |
| （違反に対する調査） | （違反に対する調査） | |
| **第５条**　（略） | **第５条**　（略） | |
| ２　公正取引協議会は、規則に定めるところにより、この規約に参加する事業者の団体に対し、前項に規定する調査を委託することができる。 | | |
| ３　事業者は、前２項の調査に協力しなければならない。 | ２　事業者は、前項の調査に協力しなければならない。 | |
| ４　（略） | ３　（略） | |
| ５　第１項の調査の手続は、規則に定めるところによる。 | ４　第１項の調査の手続及び調査を行う者の選任手続は、規則に定めるところによる。 | |
| ６　（略） | ５　（略） | |
| ７　前項に規定する者の選任手続は、規則に定めるところによる。 | | |
| （違反に対する措置） | （違反に対する措置） | |
| **第６条**　（略） | **第６条**　（略） | |
| ２　（略） | ２　（略） | |
| ３　公正取引協議会は、事業者が前項の規定に違反していると認めるときは、当該事業者に対し、300万円以下の違約金を課し、公正取引協議会の構成員である資格を停止し、除名処分をし、又は消費者庁長官に対し、必要な措置を講ずるよう求めることができる。 | ３　公正取引協議会は、事業者が前項の規定に違反していると認めるときは、当該事業者に対し、300万円以下の違約金を課し、公正取引協議会の構成員である資格を停止し、若しくは除名し、又は消費者庁長官に対し、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）の規定に従い適当な措置を講ずるよう求めることができる。 | |
| ４　公正取引協議会は、第１項及び前項に規定する措置（警告を除く。）を採ろうとするときは、当該事業者に対し、あらかじめ期日及び場所を指定し、並びに事案の要旨及び規約の適用条項を示して事情聴取をしなければならない。事情聴取に際しては、当該事業者に、意見を述べ、及び証拠を提出する機会が与えられなければならない。 | ４　公正取引協議会は、第１項及び前項に規定する措置（警告を除く。）を採ろうとするときは、当該事業者に対し、あらかじめ期日及び場所を指定して、事情聴取をしなければならない。事情聴取に際しては、当該事業者に、意見を述べ、及び証拠を提出する機会が与えられなければならない。 | |
| ５　公正取引協議会は、事業者が正当な理由なく事情聴取の期日に出席せず、かつ、再度指定した事情聴取の期日にも出席しない場合は、前項の規定にかかわらず、事情聴取を経ないで措置を講ずることができる。 | | |
| ６　公正取引協議会は、事業者が前条第４項の警告に従っていないと認めるときは、当該事業者に対し、30万円以下の違約金を課すことができる。 | | ５　公正取引協議会は、前条第３項の警告をした場合において、その警告を受けた事業者がその警告に従わないときは、当該事業者に対し、30万円以下の違約金を課することができる。 |
| ７　公正取引協議会は、事業者が第３条の規定に違反する行為を行った場合において、当該事業者が所属する団体による指導その他の措置を講ずることが適当であると認めるときは、当該団体に対し、必要な措置を講ずるよう求めることができる。 | | |
| ８　公正取引協議会は、第１項、第３項及び第６項の規定による措置を講じたときは、その旨を文書をもって遅滞なく消費者庁長官に報告するものとする。 | | ６　公正取引協議会は、第１項、第３項及び前項の規定による措置を講じたときは、その旨及びその措置の内容を遅滞なく文書をもって消費者庁長官に報告するものとする。 |
| （措置に対する異議の申立て） | | （措置に対する異議の申立て） |
| **第７条**　前条第１項に基づく警告若しくは違約金、前条第３項に基づく違約金、資格停止若しくは除名処分又は前条第６項に基づく違約金の措置を受けた事業者が、これらの措置に対し異議がある場合は、これらの措置に係る文書の送付があった日から10日以内に、公正取引協議会に対し、文書により異議の申立てをすることができる。 | | **第６条の２**　前条第１項に基づく警告又は違約金、前条第３項に基づく違約金、資格停止又は除名処分若しくは前条第５項に基づく違約金の措置を受けた事業者が、これらの措置に対し異議がある場合は、これらの措置に係る文書の送付があった日から10日以内に、公正取引協議会に対し、文書により異議の申立てをすることができる。 |
| ２～４　（略） | | ２～４　（略） |
| （措置内容等の公表） | | （措置内容等の公表） |
| **第８条**　（略） | | **第６条の３**　（略） |
| （規則の制定） | | （規則の制定） |
| **第９条**　（略） | | **第７条**　（略） |
| ２　前項の規則を定め又は変更しようとするときは、公正取引委員会及び消費者庁長官の承認を受けるものとする。 | | ２　前項の規則を定め又は変更しようとするときは、消費者庁長官及び公正取引委員会の承認を受けるものとする。 |

**附　則**

この規約の変更は、この規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。